

神奈川県監査委員公表第 6 号

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 28 年 3 月 29 日

神奈川県監査委員	真 島 審 一
同	高 岡 香
同	太 田 真 晴
同	小 川 久仁子
同	茅 野 誠

第 1 監査の種別及び実施団体数

随時監査（臨時財務監査）を本庁機関 2 箇所について実施した。

第 2 監査実施期間

平成 27 年 12 月 10 日及び平成 28 年 2 月 17 日

第 3 監査の結果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した財政的援助団体等の監査において、各団体に対し財政的援助等を行っている本庁機関に状況を確認する必要があると認められた次の本庁機関 2 箇所について監査を実施した結果、不適切事項又は要改善事項 2 件が認められた。

1 保健福祉局保健医療部県立病院課

(1) 監査実施日

平成 27 年 12 月 10 日（平成 27 年 11 月 13 日職員調査）

(2) 監査の結果

（不適切事項）

財産管理事務において、平成 23 年度の改修工事の際に撤去していた物品（連続ブローオフ装置 2 点、計 1,017,500 円）について、神奈川県病院事業固定資産規則

に基づく除却による処分手続をしていなかったため、固定資産（管理）台帳から払い出していなかった。

また、これにより当該物品が所在していないにもかかわらず、公益社団法人神奈川県医師会との間で締結している「指定管理業務に関する基本協定書（神奈川県立汐見台病院の管理に関する基本協定書）」に基づく管理物品として位置づけていた。

2 県土整備局建築住宅部公共住宅課

(1) 監査実施日

平成 28 年 2 月 17 日（平成 27 年 12 月 1 日職員調査）

(2) 監査の結果

（要改善事項）

「神奈川県県営住宅における指定管理者の選定手続に係る件」

県営住宅に係る指定管理業務には県有地に係る維持修繕業務が含まれるが、その対象の県有地が指定管理者の募集要項に明記されていないなど、指定管理者の選定手続に改善を要する点が認められた。

県営住宅に係る指定管理業務には、空地、法地、植栽等の県有地に係る維持修繕業務があるが、その対象の県有地は指定管理者の募集要項に明記されておらず、また、その中には県営住宅から距離のあるものも含まれていた。

地方自治法は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設を普通地方公共団体が設置する場合、その設置及び管理に関する事項を条例で定めなければならず、またその管理を指定管理者に行わせることができると規定している。

県営住宅は神奈川県県営住宅条例に基づき設置された公の施設であり、その管理を公募により選定された指定管理者が行っている。現在の指定管理者に係る選定手続及び指定管理業務を確認したところ、公募における募集要項には、県営住宅は列記されているものの、維持修繕業務の対象である県有地 81 件、101,000 m² の所在地、規模等の具体的な内容が明記されていなかった。また、これらの県有地の中には、県営住宅から距離のある行政財産 3 件、5,000 m²、普通財産 62 件、51,000 m² が含まれていた。

指定管理者の選定に当たっては、募集要項に示された指定管理業務に係る具体的な実施内容を応募者が提案し、その提案内容に最も高い評価を得た応募者を指定管理者に選定する。このような選定手続に鑑みて、県有地の具体的な内容を募集要項に明記しないことは、これまでに指定管理者に指定された者と新規参入を希望する者との間に情報格差を生じ、公正な競争、とりわけ新規参入を阻害するものと認められる。また、指定管理施設は公の施設であり、公の施設は行政財産であることが想定されていること、及びその設置及び管理に関する事項を条例

で定めなければならないことを踏まえると、県営住宅から距離のある行政財産及び普通財産を指定管理施設とすることは指定管理者制度の趣旨に鑑みて疑義がある。

したがって、次期指定管理者の選定に当たっては、維持修繕業務の対象となる県有地を県営住宅条例に設置根拠を有すると認められるものに限定し、その所在地、規模等の具体的な内容を募集要項に明記するなど、公正な競争と指定管理者制度の適切な運用を確保するよう選定手続の改善を図る必要がある。